



きた

No.292

2025.9.1

一般社団法人 王子青色申告会

発行所 〒114-8503 東京都北区王子1丁目11-1 北とぴあ12階 TEL(5390)1188

URL:<http://www.ohjiairo.org> FAX(5390)1190

新署長に 友永 将之氏

王子税務署では七月十日に発令された定期人事異動に伴い、二ページ上段に記載しました

表（青色関係）の通り、人事異動が行われました。ご栄転をされました方々のご

着任のごあいさつ

王子税務署長 友永 将之氏

一般社団法人王子青色申告会の会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、王子税務署長を拝命しました友永でございます。前任の竹中同様のご厚情を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。



友永署長

永田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、青色申告制度の普及・推進のため、税務署主催の記帳説明会などに協力いただいているほか、記帳個別相

談会や決算・確定申告個別相談会の実施など、様々な活動に大変熱心に取り組んでいただいております。その活発な活動に對しまして、深く敬意を表する次第です。

令和六年分確定申告期におきましては、広報車による適正申告及び早期提出の呼び掛け、税務署内の申告書作成会場内に設置した青色コーナーにおける指導や青色申告の勧奨を役員の皆様に率先して従事していただきました。

また、会員の皆様の申告に当たりましては、東京税理士会王子支部と協力のうえ、e-Taxによる代理送信を積極的に行っていただきます。このような皆様のご支援・ご協力により、令和六年分の確定申告におきましても円滑な事務処理を行うことができましたことに、心より御礼申し上げます。

さて、国税当局におきましては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、税務行政のDXの更なる推進に努めており、引き続き、e-Taxの利用並びにキャッシュレス納付や納税証明書のオンライン請求の更なる利用促進に取り組んでおりますので、皆様には是非、積極的にご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健勝をお祈り申し上げます。

また、ご着任、ご留任された皆様に、一般社団法人王子青色申告会の活動に温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、確定申告におけるe-Taxの利用拡大による来署者の減少を受け、令和七年分の確定申告におきましては、閉庁日対応の実施を王子税務署内ではなく、東京国税局内に設置する築地合同会場において行うこととなりました。皆様にはご理解をいただきますとともに、今後の周知・広報へのご協力をお願い申し上げます。

このような様々な取組みを実施していくためには、地域社会に密着した事業を展開されている貴会のお力添えが不可欠であると認識しております。今後とも一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人王子青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに、事業の更なるご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



王子税務署定期人事異動

(令和七年)

着任された方々

官職	氏名	前任署等
署長	友永 将之様	本郷署
副署長(総管個産)	嶋田 貴慈様	留任
副署長(徴法)	池端 秋江様	東京国税局
総務課長	藤元 克彦様	東京国税局
個人課税第1統括官	川本 賢策様	留任
個人課税第2統括官	中野 和三様	東京国税局
個人課税第3統括官	町田 恵美子様	留任
資産課税第1統括官	片岡 信一様	江東西署
資産課税第2統括官	今泉 佳美様	柏署
個人課税総括上席	田中 彩貴様	東京国税局
個人課税指導上席	田村 ミエ子様	留任
総務課長補佐	伊藤 香織様	小石川署
総務係長	麻生 雅裕様	留任

決算個別相談会会場が変更

十二階申告会事務局でチャレンジ！

令和七年分決算個別相談会の会場が十二階申告会事務局内に変更になります。

北区と協賛で長年806・807会議室を利用していましたが、①北とぴあの修繕計画が不透明であること②通信環境が良くない等の理由から、試験的に十二階事務局内で決算申告相談業務をやってみようということになりました。

相談席・待合場所等のスペース確保に伴い、事務局内のレイアウトをたたいま変更しております。来たる決算期にご不便をおかけしないよう努力中です。

春日裕介氏、惜しまれつつも退職

2025年6月1日号の青色「きた」でご案内したとおり、前専務理事の春日裕介氏は定年により退職しました。事務局内勤務はなくなりましたが、副会長として執行部でこれからも活躍いたします。

【北都税事務所からのお知らせ】

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和7年9月1日(月)までにお納めください。

納付の際にはキャッシュレス納税(口座振替、スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)をぜひご活用ください。

また、減免の申請も受け付けております。申請に関する要件や期限等がございますので、詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。



都税の支払い方法



減免制度